

## 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）

### 1 趣旨

民間企業全体の実雇用率が上昇する中で、除外率設定業種の実雇用率についても着実な上昇がみられている実態等を踏まえ、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）別表第4に掲げる各除外率設定業種の除外率を100分の10ずつ引き下げるもの。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第 号）により障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）に定める障害者雇用率を引き上げることに伴い、対象障害者の雇用状況を報告しなければならない事業主の範囲について所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

（1）法定雇用率の算定における除外率の見直し

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する法第43条第1項の規定により、対象障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種（以下「除外率設定業種」という。）の事業主は、法定雇用者数の算定に当たって、その雇用する労働者の数から当該数に厚生労働省令で定める率（以下「除外率」という。）を乗じた数を控除することとされている。
- この除外率は、法附則第3条第3項の規定により、対象障害者の雇用の状況、障害者が職業に就くことを容易にする技術革新の進展の状況その他の事項を考慮し、段階的に縮小されるように改正されるものとされていることを踏まえ、今般、除外率を100分の10ずつ引き下げる。具体的には以下のとおりとする。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。） 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空運輸業 倉庫業 国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%	—
採石業、砂・砂利・玉石採取業 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	10%	—
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%	5%
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業	20%	10%

郵便業（信書便事業を含む。）		
港湾運送業 警備業	25%	15%
鉄道業 医療業 高等教育機関 介護老人保健施設 介護医療院	30%	20%
林業（狩猟業を除く。）	35%	25%
金属鉱業 児童福祉事業	40%	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%	35%
石炭・亜炭鉱業	50%	40%
道路旅客運送業 小学校	55%	45%
幼稚園 幼保連携型認定こども園	60%	50%
船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※警備業、介護老人保健施設、介護医療院については新規追加。

(2) 対象障害者の雇用状況を報告しなければならない事業主の範囲の見直し

- 障害者雇用率を2.7%（特殊法人にあつては3.0%）とすることに伴い、法第43条第7項の規定により対象障害者である労働者の雇用の状況を厚生労働大臣に毎年1回報告しなければならない事業主の範囲を、労働者数43.5人（特殊法人にあつては38.5人）以上の事業主から、労働者数37.5人（特殊法人にあつては33.5人）以上の事業主に改める。

※ 法定雇用率が2.7%（特殊法人にあつては3.0%）のとき、法定雇用者数が1人以上となるのは労働者数37.5人（特殊法人にあつては33.5人）以上の事業主となることを踏まえたもの。

- ただし、令和6年4月1日から令和8年6月30日までの間については、障害者雇用率を2.5%（特殊法人にあつては2.8%）とすることに伴い、附則において当該事業主の範囲を労働者数40人（特殊法人にあつては36人）とする経過措置を設ける。

### 3 根拠条項

法第43条第7項及び法附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する法第43条第1項

### 4 施行期日等

公布日：令和5年2月中旬（予定）

施行期日：令和7年4月1日。ただし、2（2）の改正規定は令和6年4月1日。